

Title	英蘭教区徒弟制度管見
Sub Title	
Author	高村, 象平
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1930
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.24, No.11 (1930. 11) ,p.1801(99)- 1832(130)
JaLC DOI	10.14991/001.19301101-0099
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19301101-0099

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

英蘭教區徒弟制度管見

高村象平

英國に於ける徒弟制度、初期の救貧法に就ては野村教授が「英國資本主義成立史」第三章第二節及び「英國初期救貧法と労働者階級」(經濟史研究昭和五年四月號所載)に於て明確にせられたところである。筆者は此の二論文の知識を既に讀者が保有せられてゐるこの前提の下に立つ者である。

一

英國に於て徒弟制度が救貧策として用ゐられたのはヘンリー八世の時代からである。即ち一五三六年の法令(27. H. VIII. c. 25)によつて五歳乃至十四歳の浮浪兒童は捕へられ徒弟とされる旨が規定されたことを以て其の端緒とする。(1)乍併此の法令又は其の後十六世紀末までに行はれた變更に就ては茲に問題とするところではない。たゞチャドル玉朝の爲政家は熟練職業を有することは貧困、浮浪の誘惑から脱する途であると做し、防貧策として徒弟制度を利用したと云へば足る。従つて此の政策具體化の結果として、一六〇一年初期救貧制度が略々完成さるるに際し、徒弟制度が其の一部に採用されたことは當然であつたと云はねばならない。

一六〇二年の救貧法(4. Eliz. c. 2)は規定する、「教區委員及び貧民監督は治安判事二名の同意を得て貧民の兒童を適當と認めらるる親方の下に徒弟たらしむる權能が與へられ、斯くして男兒は二十四歳に達するまで、女兒は二十一歳又は婚期まで束縛される」と。而して之に要する費用に當てる爲め貧民監督に救貧税を賦課する權能が與へられた。(2) 此の法令は貧民の兒童に將來經濟的獨立を得せしめんと企圖の下になつたものであつて、然らずんば親の貧困、怠惰、墮落の爲めに得ざるべかりし教育を彼等にも受けさせ、以て貧困の増大を防止しようとするものであつた。是れより曩、一五六三年の勞働者條令(5. Eliz. c. iv)により其の本質に於て變化したとは云へ、徒弟制度は尙職業上優秀な地位を占むるに當つて重要な階梯であつた。(3) 之を経ざる者は凡ゆる場合に不利の地位に立つた。此の尙依然として勢力を有する徒弟制度を借りて、以て貧民の兒童の生活を維持し統制せんと圖つたのが一六〇一年の救貧法であり、斯くして貧困を疾病、老齡、虛弱者、幼兒に限らんとしたのである。(4) 而して此の後一八三四年の救貧法改正に至るまで教區徒弟制度は救貧法の一特徴となつたのであつた。

然らば此の貧困の防止を眞の目的とした謂ゆる教區徒弟(parish apprentice)の制度は果して其の考案者の意圖通りの効果を擧げ得たであらうか。本稿は此の奈何に關して若干の考察を爲すを目的とする。

一六〇一年の救貧法に規定せらるるが如く、教區は貧民の兒童が徒弟たるに適當と思はれる年齢に達すると親方を見付けてやる義務があり、他方親方も亦之を引取る義務があつた。(5) 而して此の場合此の教區徒弟に少額の謝禮を附けることが多く、其の金額は大體二磅乃至五磅であつた。乍併此の謝禮の有無に拘はらず教區によつて割當てられた兒童を雇備することは、引取ることを指定された者にとつて可成り負擔であつたことが尠くない。彼等を引取る能力、雇備して引合ふやうな或は彼等に習得せしめ得るやうな仕事を有しないといふ事情は、教區當局者が徒弟の行先を決定するに當つて何等顧慮を拂はぬところであり、抽籤によつて親方たるべきものを定めることも屢々あつた。貧農も縉紳も牧師も一樣に徒弟を引取ることを餘儀なくされたのである。此の煩はしさを避けんが爲めに、商人や縉紳の間には少許の金を添へて近隣の者に譲渡することが行はれた程であつた。然かも此の教區徒弟は常に何人からも歓迎されなかつた譯けではない。彼等は法の規定によつて二十一歳又は二十四歳までは束縛される。従つて縦令引取らされた時は幼年である爲め之を使用し得ないでも、其の年期の後年に於ては可成り役に立ち得ることもある。此の點から見て教區徒弟は廉價勞働であり、加之ならず少額なりとは云へ謝禮を受けることが出来るのであるから、是等に着眼した裕福ならざる親方の中には進んで彼等を引取る者もあつた(6)。乍併かかる親方に雇備された徒弟は大體に於て安易な日を送らなかつた。而して教區徒弟はギルドの統制を受けないのであるから、彼が其の虐待から逃れんとするには地方長官に訴ふる途あるのみであつた。此の裁判によつて徒弟は束縛から解放されることもあれば、單に親方が譴責され又は罰金を科せられるに過ぎないこともあつた。要は該制度の初期に於てはかかる徒弟の過勞、酷使に就て關心を示すものは無かつたのである。

ドロシイ・マアシャルの云ふ如く一六〇一年の救貧法の包有する計畫も、若し其の遂行が教區當局者にとつて利益であつたならば容易に實行されたであらう。(7) 然るに不幸にも——少くともエリザベス朝の立法者にとつて——其の後一六六二年に制定された法令(14 Charles II, c. 12.)は此の約六十年前に於ける意圖を没却せしむるに至つたのであつた。謂ゆる定住法が是れである。同法によつて或る教區内に於て、徒弟として雇傭されることは、其の教區に定住すること等しくなつた。素より此の規定は徒弟が其の地に定住して、以て習得した職業に従事し得ることを計つた一種の防貧策である。然るに其の結果は豫期に全く相反したもとなつた。蓋し教區當局者は教區徒弟を他の教區に於て徒弟たらしめ、斯くて自己の教區に定住させぬやうにして其の負擔を免れんと努めるに至つたからである。このことは貧困の防止を目的としたエリザベス朝の教區徒弟制度の規定の趣旨と全く背馳するものと云はねばならない。即ち王政復興後の救貧法は救貧税増加の防止と云ふ誤解された目標の下に施行されたのである(8)。而して此の定住法の施行は亦教區徒弟の制度に甚だ大なる影響を及ぼした。同制度の實施上に與へた大なる變化は、又從て該制度の下に在る教區徒弟の運命を以前に増した苛酷さを以て包んだのである。

(1) O. Jocelyn Dunlop and Richard D. Denman, *English Apprenticeship and Child Labour*. 1912. pp. 248-9.

(2) A. E. Bland, P. A. Brown and R. H. Tawney (ed.), *English Economic History, Select Documents*. 1921. p. 381.

(3) 前掲野村教授著成立史三七四——八四頁參照。

(4) Dorothy Marshall, *The English Poor in the Eighteenth Century: A Study in Social and Administrative History*. 1926. p. 182.

(5) Louis W. Mofft, *England on the Eve of the Industrial Revolution*. 1925. p. 261.

(6) Dunlop and Denman, *op. cit.*, pp. 251-3.

(7) Marshall, *op. cit.*, p. 182.

(8) Marshall, *op. cit.*, p. 183.

II

十七、八世紀を通じて十九世紀の中葉に至るまで行はれた教區徒弟は、教區によつて徒弟たらしめらるる條件の如何により之を二種に大別することが出来る。其の一は任意的教區徒弟であり他は強制的のそれである。(1) 前者は之を雇傭することが親方の自由意思に出づるものであり、後者は徒弟を引取ることを強制されるの相違點を有する。乍併貧民及びその兒童に對しては何れの方法によつても彼等の自由に委ねられることは無い。貧民は常に其の兒童を徒弟とすることを、又兒童は徒弟となることを強制されたのであつて、彼等にとつては何れの方法の下に於ても同じであつた。兩者の中、何れが行はれるかは各地方の慣習によるのであつた。たゞ概して云へば前者は都會及び其の附近に於て、後者は農村地方に於て多く行はれたのである、勿論この概括に對して例外が存したことは云ふ迄もない。以下に於て此の兩者を論ずるに當り、敘述の便宜上後者から述べよう。強制的教區徒弟が農村地方に多く行はれた理由は、都會に比して農村に於ては徒弟を必要とすることが少いからである。農業勞働に於ては商工業に於けるものの如き特殊の徒弟制度は必要でない。此の事情の存する爲めに農村教區當局者は、專斷的に貧民の兒童を救貧税納入者の間に割當てたの

である。

強制的徒弟制度の場合、定住法の施行によつて教區當局者が窮策を講ずるが如き要はなかつた。即ち此の制度の下に於ては教區委員や貧民監督は、たゞ其の教區民に強制して貧民の児童を引取らしめればよいのであるから、定住法の施行によつて生ずる教區の負擔を免れんとして該法令を僞るが如き必要はなかつたのである。乍併この制度は教區民の喜ぶところではなかつた。蓋し其の徒弟引取りの強制は一に教區當局者の専斷に出で、徒弟たるべき児童は勿論、その親たる貧民、更に之を引取るべき親方の同意をも經ることなしに割當てられたからである。然かも其の割當ての方法たるや、課税臺帳に記載せられた氏名順により徒弟を引取らしめ、又は其の所有する財産額の大なる者より順次に彼等を割當て、或は抽籤によるか、全く専斷的に當局者の適當と思惟する者を指名して以て其の引取り人を定めたのである。(2) 従て此の制度は圓滑に行はれ得ない。徒弟側に極く些細な缺點でもあれば、其の徒弟を割り當てられた教區民は是れを理由として四季裁判所に訴へて解雇せんと計り、或は當初割當てられた時にその缺點を理由として児童を引取ることを拒絶せんとする者が多かつた。

此の弊を避けんが爲めに一六九七年の法令(8 & 9. Wm. III, c. 30.)を制定して、教區が割當てた児童の引取りを拒む者は十磅の罰金を科せられることになつた。(3) 然かも徒弟に教ふべき職業を有せざる者、又は彼等を雇傭する必要な者にとつては、此の罰金を支拂つても其の引取りの負擔を解かれた方が良策であつた。殊に都會の教區に於ては此の傾向が多かつたことは當然であつた。斯くして其の児童は爾餘の教區民に引渡され、若し又この第二の者が十磅を支拂つてその引取りを拒んだ時は更に第三の教區民に振り向けられるのであつた。故に親方が決定される以前に三十磅、五十磅もの金額を教區に「儲けさせる」児童もあり、此の罰金は教區の定収入となつた位であつた。(4) 乍併此の強制制度が教區徒弟に對する嫌惡の念を増大せしめたことは疑ない。殊に徒弟となる児童そのものに對しての先入主的嫌惡も亦手傳つて、彼等の引取りは厭はれたのである。

強制的教區徒弟制度は農村地方に於ては、上述の如き都會の傾向と異りさまで歓迎されぬものでもなかつた。殊に英蘭西南部のコオンウォル、ソマシットシア、デヴンシア、英蘭東部のサフォク、ノオフォク、ヨオクシア等に於てさうであつた。(5) 農村教區に於ける教區民は殆ど其の大部分が農業者によつて占められてゐると云つてよい。彼等は罰金を支拂ふよりは寧ろ割當てられた徒弟を引取り、其の勞働力を利用せんと計つたのである。(6) 蓋し農業者にとつて此の徒弟は便宜であり、又其の勞働は廉價であつたからである。乍併此の歸結は、強制的教區徒弟から眞に算出し得たであらうか。筆者は次節に於て先づ農業に於ける強制的教區徒弟の姿を一瞥しよう。

(1) ウェブは教區徒弟を三種に分け、第一は徒弟に附せらるる謝禮により親方が任意に引取るもの、第二は製造業者に大量的に引渡さるるもの、第三は救貧税納入者に強制的に割當てられるものとする。(Sydney and Beatrice Webb, English Local Government: English Poor Law History: Pt. I. The Old Poor Law, 1927, pp. 196-7.) 乍併彼の分類による第二のものは、第一種より發生せるものに過ぎず、従て特に之を獨立せしめて別種のものとすよりは、寧ろ第一種の任意的教區徒弟の部類に入れる方が至當であらう。たゞ徒弟に謝禮を附することの有無の點から觀ればウェブの如く三種に分けることが出来るのであるが、此の謝禮の件は任意的教區徒弟制度の一特徴をなすものではある。

れの本質的要素から擧げではなすのである。

- (a) Webb, op. cit., Pt. I. pp. 208-9.
 (b) Webb, op. cit., Pt. I. p. 207. note 3.
 (c) Webb, op. cit., Pt. I. p. 209.
 (d) Marshall, op. cit., p. 187; Webb, op. cit., Pt. I. p. 211; Cf. Reports of Special Assistant Poor Law Commissioners on the Employment of Women and Children in Agriculture. 1843. p. 43; W. Hasbacht, A History of the English Agricultural Labourer. Trans. by Ruth Kenyon. 1908. p. 83; Ivy Pinchbeck, Woman Workers and the Industrial Revolution. (1750-1850.) 1930. pp. 17, 18.
 (e) Webb, op. cit., Pt. I. p. 209.

三

七、八、九歳で農家に徒弟たらしめられた兒童は數人の同僚と共に毎朝甚しきは二時半、遅くも五時には起床して、飼牛に食料を與へ、乳を搾り、其の他家禽家畜の世話をし、朝食後、畑に出掛ける。其處で彼等は土地を耕し、種子を蒔き、小石雜草を除去し、作物を啄む鳥を追ひ、燕青や馬鈴薯を掘り、穀物を刈り取り、之を束ね、更に運搬車を御する。かかる仕事は女兒も亦男兒と同じく行はせられ、其の作業能率を成人労働者と競はしめられたのである。(1) 此のことは兒童にとつて過激な勞働である。鋤を操るが如きは女兒の力量に超えた勞働であると云はねばならない。然かも親方は之に就て何等考慮するところなく、可及的長時間之を強制したのである。

斯の如き酷使に疲憊した身體をひきづつて薄暮歸家した時、彼等徒弟を迎へる家人は必ずしも善

良穩和な性質の者とは限らなかつた。今茲に嘗て徒弟たりし者の言葉を引用しよう。

“My mistress was a very bad temper; when bad tempered she treated me very ill; she beat me very much; she would throw me on the ground, hold me by the ears, kneel upon me, and use me very ill; I used to scream. This has happened several times a-week. I have not been free from sore one week to another. I have still marks upon me from kicks..... When she was violent, we had not enough to eat.” (2)

勿論凡ての徒弟がかかる虐待を受けたのではない。其の家の主人の意向により相當な待遇を受ける者もあつた。然かも全體から云へば前者の酷使の下に居る者の方が多かつたのである。又此の徒弟に對する虐待には、徒弟の惡癖陶冶の目的を以て行はれた矯正が誤傳されたものもあらう。乍併彼等の身體に甚しき傷痕を有する者が多かつた事實は、(3) 其が矯正手段たる以上に出でたことの一再到止まらなかつたことを物語るのである。更に其の家人よりの虐待を免れた場合にも、僕婢又は年長の徒弟によつて迫害されることも亦尠くなかつた。即ち

“I had a good place; I never was beaten, and never ill-used by my master; but I was badly used by the other apprentices; apprentices always beat each other,.....” (4)
 と云ふものは是れである。

次に彼等徒弟に與へられた生活状態の一端を窺ふならば、後述する如き都會に於ける徒弟に比し農村地方のそれは食物に不足することは少かつた。このことは暗憺たる彼等の日常に一抹の光明を

與ふるものであつたと云つてよいであらう。たゞ注意すべきは、林檎酒を與へて以て其の賃銀の一部に代ふる習慣の影響が、當然徒弟にも及んだことである。彼等は幼少時より之に慣れ、其の結果として飲酒癖を有する者が尠くなかつた。然かも此の悪習は一部有識者の外、全然問題視するところがなかつたのである。之を防ぐ手段として宗教教育を授くべきことを主張する者があつた處で、徒弟が日曜日に教會へ行くことは事實上不可能であつた。蓋し其の日は農場の労働は無くとも、家畜家禽の世話は之を缺くことを得ない爲めであり、又外出着を有する者は殆ど無かつたが故である。彼等は勿論仕事着は持つてゐた。然しそれは縷褌であつた。(5) 之を着て教會に行くことは徒弟も嫌ひ親方も好まぬ處だつたのである。従て彼等に對する教育は、親方によつて日曜日の夜に自宅で讀書を修めしめるものを以て唯一のものとする。然かもこのことは全く稀有のことに屬し、概言すれば彼等は教育から全然隔離されてゐたのである。

終日過激な労働に疲勞した身體を休める住居が如何なるものであつたかに就ては敢て贅言を要さないであらう。交通運輸機關が發達して來た十八世紀に至つてさへも、尙農家は其の地方に産する材料のみを以て建てるを常としたのである。即ち木材の豊富なる地に於て之を以て建築し、石材の廉價なる地に於ては石材、粘土を産する地に於ては煉瓦を以て、更に泥土以外に何も有せざる地方に於ては木舞、煉土又は荒壁土を以て建てられたのである。(6) 而して其の内部に於て排水設備を缺くこと、従て濕氣と更に陰鬱を伴ふ狹隘な室内にこもる不潔な空氣、其の同一室内に親方より徒弟に至るまで性、年齢或は健康の區別なく寝ること等は、心的及徳的狀態に多大な影響を與へずに

は居なかつたのである。又縱令徒弟に別室が與へられた場合でも當初にあつては、尙彼等の性の相違によつて其の室を別にするとはなかつたのである。素、強制的徒弟制度の下にあつては、農業者は其の農場又は家庭に必要な以上の兒童を引取ること強制されたのであるから、勢ひ徒弟は其の能力を超えた労働を、又は彼等にとつて不適當な種類の労働を課せられることになるのである。殊に女兒の場合、家庭内の仕事に之を收容する餘地がない時は、前述の如く農場に使役されるの止むなきに至つたのである。然かも其處に働く男兒との關係に就ては何等の監視を受けず、是れに由つても亦惡結果を醸し出したことが尠くなかつた。(7)

以上を通觀しても尙ドロシイ・マアシルの云ふが如く、農業に於ける教區徒弟は、謝禮の爲めに小工業者に引取られた任意的徒弟よりも其の境遇は安易なものであつたかも知れない。(8) 蓋し都會に於ては、教區徒弟を引取ることによつて生ずる親方の負擔は、農業者によつて感ぜらるるものよりも遙かに大なるが爲めである。乍併これは比較的のものであつて、徒弟の辛苦の甚しく、其の弊害の大であつたことは、孰れに於ても何等異なる處はなかつたのである。

(1) Evidence of Mrs. Mary Rendalls, wife of labourer. 1843 Report, p. 112.; Cf. Evidence of Mr. George Palk, farmer. 1843. Report, p. 110.

(2) Evidence of Mrs. Mary Rendalls. 1843. Report, pp. 112-3.

(3) Evidence of Mr. James Lyddon, surgeon. 1843. Report, p. 95.

(4) Evidence of Mr. George Moxey, farm-labourer. 1843. Report, p. 111.

(5) Evidence of Rev. Peter Benson, vice-chairman of the Board of Guardians, 1843. Report, p. 100.

(9) G. E. Fussell and Constance Goodman, The Housing of the Rural Population in the Eighteenth Century, (Economic History, Supplement of the Economic Journal, Vol. II, No. 5, 1930, p. 65.)

(7) Evidence of Mr. Edward Troode, farmer, 1843, Report, p. 96.

(8) Marshall, op. cit., p. 187.

四

ウツプに從へば強制的教區徒弟制度は、貧民労働者に職を與ふる方法として行はれた Roundsman 及び Labour Rate の制度と類似する點を有する。たゞ後二者と異なる處は、徒弟が全く束縛せらるること及び其の隸屬の長期に亙ることである。(1) 此の二相違點、換言すれば該徒弟制度の特徴が、其の下に拘束さるる教區徒弟に如何なる影響を與へたかを以下に於て検討しよう。

一言を以て之を云へば、該徒弟制度は親方徒弟の孰れの側にとつても迷惑なものであつた。即ち此の制度の有する特徴は、既述の如く親方の側では、徒弟に對する酷使の形式を以ての直接的虐待及び衣食住に就ての無關心による間接的虐待を生じ、他方徒弟の側に於ては、親方及び其の家族又は彼等の課せられた勞働自體に對して非行を以て酬ゆるの途に出でしめたのであつた。

是等の結果は該制度、否救貧法施行の内部に胚胎する必然的のものであつたのである。已に徒弟たるべき貧民の兒童は幼時より教區當局者によつて親の膝下より連れ去られ、其のまま少年時代には戻つて來られない。此の隔離は法の規定する處であつて、之に對しては親も子も抗議することを得ない。勿論徒弟期間中と雖も親は其の子供に會ふことは出来る。乍併此の機會も全く親方の意思

如何によつて或は可とし或は否とせられるのであるから、事實上親子關係は全く破壊されて了ふといつて大過はない。更に強制的教區徒弟制度に於ては親方は其の引取るべき兒童に對し選擇權を有しない。他方徒弟は解雇される憂はあまり無く、又彼等の仕事の成績如何に拘らず不十分乍らも衣食住は給付されるのであるから、勢ひ彼等の能率は極めて低い。殊に彼等が長ずるに及んで此の弊は著しくなる。又女兒が徒弟たらしめられた場合に原則としては之を家政上の仕事に向ける。従て日夜家庭内に働くのであるから、男兒に比して農業者の家庭生活に影響するところが多いといはねばならない。然かも此の女兒の場合も又は男兒の場合に於ても、農業者は彼等を選択して徒弟とすることを得ないのである。(2)

貧民にとり、其の兒童にとり、又親方にとつて該制度は以上の觀點から見て確かに不満なものであつた。従て前述の如き弊害を生じたことは當然といはねばならない。而して爰に注意すべきは既に述べたるが如く、此の強制制度は素、防貧對策であり又救貧税増加防止對策であつた。然るに此の制度の運用は、是れと全く背反した結果を生じたのである。即ち此の制度の施行によつて教區内に貧民の相對的增加を見るに至つたことである。蓋し農業者は其の引取ることを餘儀なくされる徒弟を收容する餘地を作らんが爲めに、從來雇傭してゐた兒童を解雇する傾向を示したが爲めである。此の後者は主として公私の扶助を受けざる獨立労働者の子弟である。即ち勤勉力行なるが爲めに其の兒童は失業の憂目を見たのであつて、此の場合彼は其の兒童の職を他の教區に求めなければならなかつた。縦令勤勉なる労働者とは云へ其の子供を遊ばせて置くことは彼の獲得する収入額

が許さなかつたところである。此のことは彼にとつて大なる壓迫であつた。而して都合よく他の教區に子供を就職せしめた彼は、勢ひ又子供と共に該教區に去る。従て此の強制徒弟制度を施行する教區は、其の有する労働人口中の優秀なる分子を失ひ貧民のみ殘留する結果を見るに至つたのである。(4) 此の傾向は明かに教區當局者の目的に反するものであつた。同時に又局外者たる貧民ならざる労働者も該制度に對して不滿であつたことを物語るものである。彼が若し他の教區に於て其の子供の職を見出し得ざる時は、之を怠惰の中に生長せしめ養育せざるを得なかつたのである。

貧民が該制度の施行によつて、其の兒童を扶養する費用を免せられるのみならず、其の他あらゆる親としての義務を解かれることは、兒童を教區に委して晏如たる習癖を有せしめ、之を以て利益なりとし、他方其の兒童を彼の家族の一員と見ないやうにした。(5) 従て此の觀點からしても強制制度によつて教區が遂行せんとした意圖とは懸隔するに至つたと云はねばならない。次に徒弟たらしめられた兒童は、教區が彼等の境遇を形作つたのであることを知り、其の長さ束縛期間に自己の努力に依らず他者の費用によつて生活する觀念に慣れ、一に教區に頼つて生を營むことを當然と考へるやうになる。斯くて獨立の意思は根絶され、其の徒弟期間を終へた後に於ても尙教區に生活の支持を求めて恬然たるに至るのである。(6) 此の點から云つても亦該徒弟制度設置の目的とは全く反した結果を生んだのであつた。乍併是等の成果は必然的のものであつたのである。

即ち徒弟は二十四歳又は二十一歳に至るまで何事も自ら進んで行ふ必要はないのである。原則としては衣食住其の他萬般のことに至るまで何等自ら開拓するを要せずして支給せられるのである。

従て是等を如何にして獲得し以て生を營むを得るやに就ては、何等知るところなくして徒弟期間を終ることとなる。故に徒弟たることを終へて自己の努力によつて處世するに臨み、之に必要な彼の所有する知識は幼兒と異るところなき態のものである。極端に云へば金錢の使用法さへも知らないのである。(7) 此の弊に注意せる親方の中には、徒弟に土地を貸し種子肥料を與へて、徒弟が一日の一定の仕事を終へた後に之を耕作せしめ其の收穫物は購つてやり、以て徒弟に自ら働くことを習熟せしめ其の將來に就て關心を示した者もあつた。(8) 乍併斯の如きは例外とも稱すべきものであつて、殆ど總ての徒弟は全く放置され顧みられるところがなかつたのである。已にかかる状態にて有爲なるべき青年期を徒費し、終に社會に直面した時の彼等の困惑は想像以上であらう。加之ならず、ともすれば易きに即かんとする傾向と長さ束縛期間中の習性とは、爰に徒弟年限終了後に於ても尙其の生を營むに當つて惰性的に教區に支持を求めしめたことは何等奇異とすべきでは無いであらう。前述せる如く確かに此の現象は教區徒弟制度施行の目的と全く相反するものであつたと云はねばならない。

ウラブの云ふ強制制度の二特徴は亦該制度に特有な弊害の源泉であつた。従て茲に結果せざるを得なかつた弊害を矯めるには、一八三三年デヴンシア教區徒弟制度調査委員報告に云ふが如く、徒弟は一定額以上の収入ある者に限つて引取らしむること、徒弟虐待の廉により罰せられた親方が再度徒弟を引取る番に當つた時は、徒弟を引取らしめずに十磅納入せしめることも其の一案であらうし、又徒弟とされる年齢を高めると同時にその年限を短縮すること(例へば十歳から十八歳まで)

(9) も一法であらう。殊に後者にあつては、確かに十八歳以後に於て問題を惹起することが多かつた。素に此の束縛期間の長いことは、親方としては殆ど役に立たぬ幼児を引取ることを強制されるのであるから、役に立つ時まで引きとめて始めて償はれる道理であり(10)。又「オオ」の云ふが如く此の規定は國內の生産力に比し人口過剰を來すことを恐れた爲政治家が、結婚を遅らす目的を以て制定したものであらう。(11) 乍併立法者の眞意は孰れにせよ事實に於て徒弟は、長ずるに従ひ自ら進まざる勞働に對して不満を生じ、此の境遇を脱せんとして積極的に非行を以て親方に對抗し或は消極策を採つて逃亡したのである。又前述の如く徒弟が殆ど無知の裡に成年期に達することが其の將來の處世上甚だ危険であることは云ふ迄もなく、是等の弊惡を矯め徳的美點を齎さんが爲めに、徒弟解除期を早めることは一策であつた。

乍併是等は總ていはゞ末梢的改革である。根本に觸れずして制度の弊害を正さんとするは難いと云はねばならぬ。其の根本とは何を指すかに就ては姑く之を舍き、次節に任意的教區徒弟制度を瞥見しよう。

(1) Webb, op. cit., Pt. I, pp. 209-10. Roundman System 及び Labour Rate System に就ては、野村教授前掲論文(經濟史研究昭和五年四月號)三二—三頁)に明かである。

(2) Report, 1843, p. 44.

(3) Report, 1843, pp. 46-7.

(4) Evidence of Mr. Somers, vice-chairman of the Union, 1843 Report, p. 120.

(5) Report, 1843, p. 47.

(6) Report, 1843, pp. 47-8.

(7) Report, 1843, p. 48.

(8) Evidence of Rev. Peter Benson, vice-chairman of the Board of Guardians, 1843 Report, p. 100.

(9) Report of the Committee to inquire into the Law of Compulsory Apprenticeship, dated 20th March 1835, 1843 Report, p. 116. 45引用。

(10) Marshall, op. cit., p. 201.

(11) M. Dorothy George, London Life in the XVIII. Century, 2nd Ed., 1930, p. 240.

五

任意的教區徒弟制度は其の形式に於て普通一般の徒弟契約とさして變りはない。即ち後者に於て親が其の子供に將來の生活手段を習得せしめんが爲めには親方に對して金錢的負擔をも辭せないものであるが、之と同じく前者にあつては教區委員及び貧民監督は謝禮プレジヤムを附して貧民の兒童を徒弟たらしめるのである。而して此の教區の負擔する謝禮金額は教區により、又は同一教區にあつても徒弟によつて異つてゐたが、概して云へば農村教區の謝禮は都會教區のそれより小額であつた。例へば後者の五磅乃至十磅に對する二磅乃至三磅の如きである。然らば任意的教區徒弟と一般徒弟とは如何なる點に於て異なるかに就て特に徒弟自身に關するもののみを摘記すれば、第一に親方の選擇、第二には彼等を徒弟たらしむる兩當事者の眞意の二點に於て其の相違を見出すのである。

一六九一年の法令(3. William III. c. 2. Sec. 8)により正式に契約された徒弟は其の親方の屬する教區に定住することとなる。(1) 即ち教區當局者が、他の教區に居住する親方にして徒弟を引取ることを承諾するものを見出せば、其の教區は徒弟に對する負擔を免れ得るのである。徒弟が他教區

の親方の下に少くとも四十日住込めば、其の徒弟維持の負擔を免れるのみならず、彼が徒弟たることを終へた後の生活維持に對しても、更に將來彼の有すべき妻や子供に對する負擔からも解かれるのである。このことは教區當局者及び救貧税納入者にとつて好都合であつたことは云ふ迄もない。この爲めに教區當局者は他教區に居住する親方を求めることに努めるに至つた。貧民の兒童を徒弟たらしむるに當り教區當局者の最も注意を拂ふことは親方の如何、職業の如何ではなく、其の親方が他の教區に居住するか否かの一事であつた。(2) 該兒童に就て將來の責任を解かれんが爲めに教區當局者は努力したのであつて、彼に職業上の訓練を與へると云ふ該制度の本來の趣旨は全く閑却されてしまつたのである。而して此の場合親方に兒童を引取ることを強制出來ない。故にその誘因として謝禮が與へられたのである。乍併此の方策は何れの教區も行つたのであるから、縱令自己の教區の兒童を他の教區に於て徒弟たらしめ、このことが利益であるとした處で、之と同時に他の教區の兒童が自己の教區に流入し來り、斯くして其の利益は相殺されることになる。(3) 加之ならず此の結果は該制度に最大の暗影を投じたのである。

教區徒弟制度の實際的効果は兒童の習得する訓練の貫徹に依存する。強制的教區徒弟制度の下に於て之の望まれないことは既に述べた處である。然らば第二の任意的制度の下に於ては奈何。若し同一教區内に住む親方の下に住込ませられたのであれば、縱令實際行はれたか否かは別として、とにかく教區委員なり貧民監督なりは教區徒弟を監督することが出來たであらう。然るに一度謝禮が支拂はれ兒童が他教區の親方の手に渡されれば、其の先は如何なるかは何人も探ねるところでな

く從て全然不詳である。殊に兒童が遠隔の教區にやられた場合此のことは當然惹き起される。而して教區當局者も、一度其の徒弟を他に定住させてしまへば其の將來に就ては責任なく、他方親方も單に謝禮金額を得んが爲めにのみ多數の徒弟を引取つたのである時は、彼等の生活に就ては何等考慮するところがなかつたのである。(4) 彼等に職業上の訓練を與ふるが如きことは最初から意圖されてゐなかつたのである。縱令之に反して謝禮を受くることは第二の問題とした親方によつて引取られたとしても、果して徒弟が正常な訓練を受けるか否かに就ては全く親方の意思によつて左右せられるのであるから、このことは又凡ての親方に對して期待し得ることではない。即ち任意的教區徒弟制度の下に於ても訓練の貫徹は保證せられなかつたのである。たゞ後述する如く農業に於ける任意的教區徒弟は此の例外であつた。

一六九一年の法令を各教區當局者は地方的利害に基いて解釋し、其の結果教區徒弟制度設置の眞意は全く無視されて終つた。このことは救貧法施行上の一大缺陷たりし中央統制機關の缺如に歸することが出来る。即ちヘンリー・フィッディングの云ふ“*One mistake……that the legislature has left the whole work to the Overseers.*”に發するものである。(5) 十七世紀に於ける個人的政府の破壊に其の端緒を有する救貧制度の根本的弊害(6)たる中央政府の統制が完全に行はれなかつたことは、爰に救貧法の施行、從つて教區徒弟制度の運用を地方的のものたらしめ、ひいては教區當局者の誤れる解釋も矯正することを得ざるに至らしめたのである。

(1) Webb, op. cit., Pt. I. p. 199.

(2) P. F. Aschrott, the English Poor Law System: Past and Present. Trans. by Herbert Preston-Thomas. 1888. p. 13.

note:

(3) Webb, op. cit., Pt. I. p. 199.

(4) Marshall, op. cit., p. 193.

(5) Edgar S. Furniss, The Position of the Laborer in a System of Nationalism. 1920. p. 83. より引用。

(6) H. O. Meredith, Outlines of the Economic History of England. 1927. p. 269.

六

概言すれば強制的教區徒弟は農村教區に多く、任意的教區徒弟は都會教區に多い。従て此の例外を形づくるものではあるが、任意的教區徒弟の状態に瞥見を與ふるに際し先づ農業に於けるものを述べ、次には都會に於ける教區徒弟を檢し最後に大量輸送された彼等の姿を見よう。

若し徒弟制度をその目的から分つて apprenticeship for education と apprenticeship for labour とに爲し得るとせば、農業に於ける任意的教區徒弟は後者に屬する。農業に於ける強制的のそれが弊害を齎し所期の目的と全く相背馳したに反し、任意的徒弟は他の農村兒童の雇傭さるるものに比し、さして甚しき窮迫にも會せず、又結果から見て教區徒弟制度設置の目的にも叶ふこととなつたのである。任意的制度の特徴の一として謝禮が親方に支拂はれることは前述した。然るに農業に於ける該徒弟は其の近隣の農業者に引取らるる際、彼等の有する勞働力を目的として契約されたのである。素、任意的教區徒弟制度の下に於ては、此の兒童の勞働力を目的として引取ることが親方の能動的意欲の本來の姿であらう。然るに不幸にして此の誘因は他の産業に於ける親方に作用することがなかつた。他の産業殊に都會に於けるものに於ては、徒弟に附隨する謝禮が彼等の引取らるる原因であることが多かつたのである。而して此の爲めに生じた弊害が後述する如く識者の注目するところとなり、聽て教區徒弟制度全般の改革が唱へらるるに至つたのである。

農業に於ける任意的教區徒弟契約の對象が兒童の勞働力であつたことは、農繁期に於て或ひは親方の忙しい時に於て、彼等徒弟に過激な勞働を課せしめた。乍併このことは六歳七歳八歳にして農場に雇傭され又は其の親の仕事の手助けをする一般兒童勞働の状態に比して、特に苛酷なものではなかつた。(1) 又不況時には食物も衣服も充分には與へられなかつた。然し一般勞働者の兒童と雖も此の點に於ては何等異なるところはなく、全體から見ると徒弟たらざる農村の兒童も、任意的教區徒弟も、其の生活、勞働状態に殆ど差はなかつたのである。而して此の徒弟期間に習得せる技能は、彼等徒弟が其の年期を終へた後、農業勞働者として生を營むに足るものであつた。(2) 是れに由つて農業に於ける apprenticeship for labour は、其の結果に於て apprenticeship for education ともなつたことを觀るのである。即ち教區徒弟制度の目的は達せられてゐたのであつた。

然るに都會に於ける任意的教區徒弟は之と異なる。謂ゆる高級を目せられ又収入の多い職業は一般勞働者或ひは相當な親方の子弟によつて占められ、貧民の兒童は収入の少い職業にのみ其の途が開かれてゐた。其の結果斯の如き職業は必要勞働量以上の従業者を有することとなり、縦令徒弟が其の技術を完全に習得し其の年期を満足に仕遂げたところで、尙纔に生計維持費を獲得し得るに過ぎなかつたのである。此の教區徒弟が向けられた職業とは waterman, collar maker, peruke maker, stay

maker, press maker, printer, shoe maker, carpenter, tailor, butcher, mantua maker, mantle maker, ginger bread maker, framework knitter, milk seller, button mould maker) 等であり、又 catgut spinning や chimney sweep の如き不快な性質のものであつた。(c) 後者は不潔、卑賤な職業である爲め教區徒弟以外には殆ど是等に勞働を供給するものはなかつたといつてよいであらう。

前述の如く教區徒弟制度は貧民の兒童をして幼時から自立させ、且つ其の勞働の報償として生活を維持せしむる限りに於て有効である。然るに他教區の親方の下に徒弟たらしめらるる慣行は、其の親方が果して徒弟に職業上の訓練を與ふるや又生活必需品を支給するやに就て保證を與ふるものはなかつた。否、是等に對する保證を與へざるのみに止まらず却つて親方から虐待を受けることが多かつたのである。即ち此の徒弟契約の締結せらるる際に徒弟一人に就き幾何の謝禮金額の附せらるることは、仕事もなく生活資料もなき場合の親方をして彼等を引取らしむる事實を惹起し、此の慣行は亦徒弟に對する虐待を必然ならしめたのであつた。徒弟に對する虐待は必要以上の體罰が加へらるることをのみ云ふのではない。食物の不足、住居の不備、衣服を支給せざることは云ふ迄もなく、徒弟の所有する物品まで質に入れることすら行はれたのである。是れに就てドロシイ・ヂョオデは云ふ、「一般に教育なく飲酒癖が普及し住居状態は劣悪であり且つ暴力專横の時代に於て、兒童の勞働によつて利潤を得んことを望む親方に彼等兒童を託することは決して徒弟を教育する途ではない。彼等徒弟が墮落したのは當然であつて、寧ろ其の中には善良に成長したのもあるといふことの方が奇異とすべきである。」(4)

親方の虐待によつて徒弟が、又徒弟の非行によつて親方が、教區徒弟契約を解除する手段は四季裁判所に訴へて之を求めたのであつた。然かも訴へたからとて必ずしも契約が解除される譯けではないことは既に述べたところである。而して又親方は徒弟の懲戒を求めるときも出來たが、審理の結果徒弟が懲治監に送られた場合其の刑罰は徒弟の徳性を破壊することが尠くなく又豫期に反して反抗精神を有せしめることになつた。此の爲めに親方が可成りの程度まで徒弟の非行を忍ぶことも行はれたのである。乍併他方徒弟側に於ては事實に於て、訴へることすら容易でなかつた。蓋し此の方法の存在を知つてゐたところで、之に要する費用、更に勇氣を有しなかつたからである。従て親方及び徒弟の雙方に契約解除を求むる途が開けてゐたといふことは、兩者平等に此の方法を實際利用し得たと云ふことにはならないのである。此の解放への大道を濶歩することを得ない徒弟は、其の苦境より逃避するに消極的手段を採つたことが多い。親方の下から逃亡することが是れであり、此の手段が不幸な彼等にとつて採り得る殆ど唯一の捷徑であつた。又親方側でも徒弟の悪癖を矯正しようとはせず故意に虐待して徒弟の逃亡を期待する者が尠くなかつた。蓋し親方としては謝禮を受けてしまへば兒童を追ひ放つた方が利益だからである。(6)

教區徒弟の逃亡の多かつた他の原因は徒弟期間の長いことである。此のことは既に一言したが、親方は當初謝禮を受取つてゐるのであり又其の後數年間親方の爲めに働いてゐるのであるから、徒弟にとつては親方に對して感謝の念は殆ど無く束縛されてゐるに過ぎない。(7) 而して女兒の場合には早婚により此の束縛を逃れる者可成りあつたが、(8) 男兒にしても女兒にしても大多數は逃

亡の手段に出たのであつた。徒弟の逃亡は殆ど例外なしに墮落への第一歩を意味する。飢餓に迫られ又彼等を繞る誘惑の網に捕へられて、浮浪の徒たる彼等は拘摸となり盜賊となり又街の女となつたのであつた。

之を要するに任意的教區徒弟制度も纔に農村に行はれたものを除き、大多數は該制度設置の目的を達せず、徒らに弊害のみを生ぜしめたのであつた。乍併尙徒弟制度を兒童訓練の唯一の道と思惟せる一般輿論は、任意的たるを強制的たるを問はず教區徒弟制度の缺陷に就て全く黙してゐたのであつた。

(1) Cf. Hasbach, op. cit., pp. 228-30.

(2) Marshall, op. cit., p. 194.

(3) Marshall, op. cit., pp. 194-5.; Cf. George, op. cit., p. 232. ff.

(4) George, op. cit., p. 236.

(5) Report, 1843. p. 53.

(6) George, op. cit., p. 229.; Marshall, op. cit., pp. 200-1.

(7) George, op. cit., p. 201.

(8) Pinchbeck, op. cit., p. 18.

七

一六九七年商務局の調査(1) 一七三二年に刊行された *An Account of Several Workhouses.* の著者、又はリチャード・バアン、ウィリアム・ベリイ、トオマス・アロック等の非難、更に一七四七年の法

令(2)を除き、教區徒弟の蒙れる悲惨に注意が向けられ始めたのは十八世紀も半ばを過ぎてからであつた。當時慈善家として名聲の高かつたジョナス・ハンウェイは、ロンドンに於ける貧兒の状態を調査し又棄兒養育院に關係してゐる間に、勢ひ教區徒弟の状態に接觸するに至つた。而して該制度の弊害を目撃した彼は徒弟の長さ束縛期間に對して挑戦し、(3) 其の努力は一七六七年の法令(4) *Geo. III, c. 39.* となつて現はれたのである。ハンウェイの目して *absurd tyrannical system* と做す徒弟期間は此の法令によつて七年間又は二十一歳に達するまでと改められた。此の規定によつて彼の努力の一端は貫かれたのであるが、更に同法は爾今徒弟の謝禮は四磅二志以下なることを禁じ、又該金額も契約後七週間目に半額を支拂ひ三年經過せる後に殘餘を支拂ふことに定めた。(5) 是れに由つて徒弟を好遇することは結局親方にとつて有利となる譯けであるが、其の効果は之を疑問としなければならぬ。蓋し茲に生じた大なる謝禮は、親方をして之に着眼することを誘ふが爲めであり、又其の半額保留が果して當時の教區當局者の遵奉するところとなつたか疑問と云はねばならぬからである。(6) 故に此の後一七七八年、一七九二年、一八〇一年に徒弟保護法令が制定されたが、一七六七年の徒弟期間短縮の一項を除き、孰れも姑息な手段たるを免れず、教區徒弟制度の弊害に對して表面的糊塗を施すものに過ぎなかつたといつて過言ではない。乍併其の効果は皮相的改善であつたにせよ、是等の立法の背後には眞摯なる社會改革論者の努力が潜んでゐることを忘れてはならない。貧民の兒童の雇傭に關しての輿論を喚起するに努めた改革論者の主張は更に亦其の根柢を經濟社會の變化に置くものであるけれど、此の相關係及び其の事實に就ては省略する。たゞ生

産方法の變化が齎した教區徒弟への影響を瞥見するに止める。

教區徒弟の實情に就ての知識は、十八世紀末に至り漸次社會事情の知識の増加と共に普及せらるるに至り、該制度の弊害に就ての社會的覺醒は立法上の改革——それが前述の如き効果の少ないものであつたにせよ——を齎し之と相前後して行政上の改革も亦行はれたのであつた。悲しむべき長き經驗は、親方の選擇に注意が必要であることを教へた。爲めに教區によつては地方令を制定して親方を見付ける仕事を教區委員及び貧民監督の手より取上げ之を他に移し、或は兒童が二歳乃至十四歳に達する迄基礎的教育を與へ、親方たるものを調査して一ヶ月の目見得の後に始めて契約する手段を採つた。(6) 或は一七八四年バアシツァルの調査に基いてマンチェスタアの地方長官が、夜業又は一日十時間以上の勞働を課す工場には教區徒弟契約を許可せざる決議を爲せる如きも是れである。(7) 然かも是等社會改革論者、地方長官、若干の教區委員の主張、從て輿論の變化、立法及び行政上の變化の間にあつて、教區徒弟の悲惨なる状態が新たに一般公共の耳目を峙たしむるに至つた。大都會の授産所から北部地方の木綿工場に大量輸送された徒弟の状態が是れである。即ち任意的教區徒弟の一態様が是れである。

製造業に於て教區徒弟の勞働が利用されたことは決して此の十八世紀末に至つて行はれ始めたことではない。乍併他人の道具を以て他人の爲めに働くマニファクチュアの生産方法は、廣く行き互つた分業によつて兒童勞働の大量的使用の可能性を創り出し、更に機械の誘入以後兒童使用の範圍が著しく擴げられたのであつた。(8) 即ちランカシア及びヨオクシアの谿谷に建てられた工場や各

製造業地は兒童を大量需要した。而して之に最も欣然として應じたものは教區當局者であつた。蓋し既述の如く教區當局者は其の兒童を手放すことを望んで止まないからである。加之ならず製造業者は謝禮を請求しないのであるから、此の申込は教區當局者にとつては洵に“godsend”であつたと云へよう。(9) 斯くて大量輸送された教區徒弟が如何なる勞働條件の下にあつたかに就ては茲に述べる迄もないであらう。其處に生じた弊害はいはゞ集團的のものであるだけに人々の注意を惹き易く、自由放任論の普及によつて立法的干渉を非とせられてゐた時代なるにも係らず、遂に一八〇二年の法令(42. Geo. III. c. 73.)の制定を見るに至つたのである。此の謂ゆるサア・ロバート・ピイルの法令は教區徒弟に對する保護法であると同時に亦十九世紀に於ける工場法に最初の第一歩を進めたものであつた。(10) 即ち英國兒童勞働史に於ける innovation であつたが、其の効果は極めて薄いものであつた。教區徒弟状態の眞の改革は、一般徒弟及び正規の契約を履まぬ兒童勞働状態の改革が行はれない限り不可能であるといはねばならない。(11) 而してこのことはエリザベスの徒弟條令が撤廢された一八一四年以後に之を俟たねばならなかつたのである。

斯くて一八一六年の法令(50. Geo. III. c. 139.)は、教區が四十哩以上離れたる地に兒童を送ること及び九歳以下の兒童を教區徒弟とすることを禁じ、之に違反したる貧民監督に罰金を科することを規定し、更に此等の規定を遵奉せざる場合徒弟は他教區に引取られても其處には定住せずして舊教區の負擔となることを定めた。(12) 此の最後に摘記した一項は該法令を有効ならしめんが爲めのものである。而して此の法令の勵行は、蒸氣機關が工場を都會地に移轉せしめたことと相結んで、

任意的教區徒弟の大量輸送を止めしめた。蓋し後者によつて工場の近隣に児童を豊富に有したからであり、前者によつて地方長官の監督が嚴重となつたからである。乍併このことは織物工場に關してのみ眞實であつて、教區當局者は他の産業殊に *putty system* の行はるる炭礦地方に其の遁路を見出したのであつた。(13) 此の法令によつて確かに教區徒弟制度の弊害のあるものは除かれた。然かも尙救貧法の缺陷より派生する弊害に對しては之を制止する力に乏しかつたと云はねばならぬ。そは救貧法が中央統制機關を有せざる爲めに必然的に生じた弊害を云ふのである。

- (1) Dunlop and Denman, op. cit., p. 257.
- (2) 一七四七年の法令は、五磅以下の謝禮を附せられた徒弟が、虐待又は職業上の訓練を與へられない理由で治安判事に訴へた時は、判事は親方及び徒弟を喚問し、事由あることを認めれば謝禮金額を返濟することなく該契約を解除せしむることを規定せる *Marshall's Case* (Marshall, op. cit., p. 204.)
- (3) George, op. cit., p. 240.
- (4) Dunlop and Denman, op. cit., pp. 258-9.
- (5) George, op. cit., p. 241.
- (6) George, op. cit., pp. 249-50.
- (7) Cf. B. L. Hutchins and A. Harrison, A History of Factory Legislation. 3rd Ed. 1926. pp. 7-9.
- (8) Isa Strasser, *Frauenarbeit und Rationalisierung*. 1927. S. 7-9.
- (9) J. H. Clapham, An Economic History of Modern Britain: The Early Railway Age. 1926. p. 371.; Webb, op. cit., Pt. I. p. 201.

- (10) George, op. cit., p. 242.
- (11) Dunlop and Denman, op. cit., p. 259.
- (12) Sir George Nicholls, A History of the English Poor Law. New Ed. 1898. Vol. II. p. 156.
- (13) *putty system* と児童雇傭に關しては拙稿本誌第二十四卷第七號所載「一八四二年前の炭礦労働状態」第五節参照。

八

一八一五年の平和克復後英國を襲つた不況が近因となつて、教區徒弟制度に新たな弊害が生じた。即ち此の不況によつて勞働に對する需要は減少したのであつたが、児童労働者の一種として教區徒弟も亦此の例外たるものではない。此の爲めに児童を手放さんと欲する教區は益々多額の謝禮を提供するに至つた。此の場合最も影響を蒙るのは獨立労働者の児童であり、又獨立労働者である。かかる教區の手段と競争し得ぬ彼等は、生活の必要上其の児童を授産所に入れ、以て教區の手を経て之を徒弟たらしめる窮策を採るの止むなきに至つた。(1) 即ち爰に於て勢ひ *pauperism* は増大せざるを得なかつたのである。然かも此の *pauperism* の増大は其の根源を救貧法の規定に有すると云はねばならない。中央統制機關の缺如が是れである。此の一見逆説的な現象は英國救貧法制上、一大劃期たる一八三四年に於ける救貧法改正に際して立法府の認めるところであつた。即ち同改正法 (4 & 5 Wm. IV., c. 76.) に於て地方的行政の統制の爲めに Central Board が設けられることになつた。(2) 斯くて區々たる地方的利害に左右されて大局を誤るに至る從來の弊風は、其の源泉を喪失することとなつたのである。従て教區徒弟制度の弊害の一半は爰に於て除かるに至つたのである。

其の強制的たるを任意的たるを問はず教區徒弟が一樣に虐待を蒙つた原因は、該制度を設置した一六〇一年の救貧法の規定に内在してゐたのである。エリザベスの同法による制度そのものが不可避的に彼等徒弟に對する虐待を奨励してゐたのである。貧民監督に貧民の兒童を徒弟たらしむる權能と、之に要する費用に充てる爲め救貧税を課し得る權能とが賦與されたことは、前述の如く徒弟の處分に教區が焦慮することを必然ならしめ、又親方と徒弟と相反目することを不可避的ならしめたのであつた。一八三四年の救貧法改正法は此の點から觀て教區徒弟制度の存置そのものに一大動搖を與へたものと云ひ得る。救貧法改正法は當然又教區徒弟制度改正法であつた。該制度が防貧策である以上は一國全體が此の運用に關心を有さなければ實効は得難いと云はねばならない。

更に既述の如く一六六二年の定住法、一六九二年の法令は教區徒弟制度に大なる暗影を投じたのであつたが、十八世紀末以來交通機關の發達に伴ひ定住法は實際に於て行はれ難くなつて居り、一八四四年の法令(7 & 8. Vict. c. 101.)によつて強制的教區徒弟が廢された後(3) 四六年の法令(6 & 10. Vict. c. 66.)を以て救貧制度と定住との相關係は解かれ(4) 法制上からも此の爲めに生じてゐた弊害は除かれることになつたのである。

要するに教區徒弟制度の弊害は、之を規定した舊救貧法自體に既に内在するものである。而して其の發生は單に時機の問題に過ぎなかつたのである。たゞ該制度の檢討に當つて教區徒弟が如何なる範圍まで行はれたかに就ては、記録及び統計の不備から明確に之を知ることが得ず、從て其の社會的經濟的影響も亦精細に認め難い怨がある。乍併中央統制機關の欠如によつて結局次の世代の貧

民の増加を來し、又一般勞働者階級の生活標準低下に作用するところがあつたことは確かである。このことは又資本家の利己心の發露によつて一層其の程度を強めたのであつた。之に就ては他の機會に述べたところであるから、(5) 茲に再言は避ける。

之を繞る者の總てに歡迎されなかつた強制的教區徒弟制度、幾多のオリヴァ・トウィストを其の冷酷な運命の下に泣かした任意的教區徒弟制度が、社會的經濟的問題研究の上に意義ある所以は、其の結果に於て一般兒童勞働保護運動を惹き起した爲めであり又階級意識の増大を齎した爲めである。後者はフアニスの云ふ如く、既に定住法の制定によつて起つたものであるかも知れない。(6) 乍併その起源はとにかく、教區徒弟制度が之を増大せしめたことは疑ひない。數世代に互る救貧税納入者と貧民との疎隔が、此の意識の助成に預つて力があつたことは疑ひないと云はねばならぬ。素、舊救貧法は現存秩序の安定化を圖つたものである。然るに此の結果を生むに至つたことは、ドロシイ・マアシャルの云ふが如く「運命の皮肉」(7) と稱すべきものであらうか。

更に教區徒弟の弊害に目覺めて起つた保護運動は、纏て其の姿を更へて一般兒童雇傭に對する抗議となり、斯くて兒童勞働史上に新局面を展開する導因となつたのである。此の意味に於て英國に於ける兒童勞働研究に際し、教區徒弟制度は重要な地位を占めてゐるものである。その存在は單なる史的興味の對象たるに止まるものではない。

(1) George, op. cit., p. 263

(2) Aschrott, op. cit., p. 102.

- (c) Nicholls, op. cit., Vol. II. pp. 360-1.; Aschrott, op. cit., p. 49. note.
- (4) Webb, op. cit., Pt. II. Last Hundred Years. 1929. Vol. I. pp. 422-3.; Aschrott, op. cit., p. 52.
- (5) 拙稿本誌所載「シライミン・ボオイの研究」,「採炭方法の變化と兒童雇傭」,「一八四二年前の炭礦労働状態」。
- (6) Furniss, op. cit., p. 227.
- (7) Marshall, op. cit., p. 253.

(一九三〇・一〇・九稿)

本稿を草した後、メレヒタンの新著 *Poverty and the State*. 1930. を入手した。其他

Sir W. Chance, *Children under the Poor Law, their educational training and after-care, together with a criticism of the report of the Departmental Committee on Metropolitan Poor Law Schools*. 1897.

Report of the Royal Commission on the Poor Laws and Relief of Distress. 1909. (Cd. 4499.)

Appendix Volume XVIII, Report on the conditions of the Children who are in receipt of the various forms of Poor Law

Relief in England and Wales: by Dr. Ethel Williams and Miss Longman and Miss Phillip. 1910. (Cd. 5037.)

等、據るべき資料として筆者の怠慢から遂に参照するを得ないで終つたものが尠くない。他日補正を期する次第である。

カッセルの自由主義經濟學(一)

氣 賀 健 三

目次

- 一、序論
- 二、カッセルの經濟學の出發點
- 三、カッセルの經濟學の目的
- 四、カッセルの經濟學の原則
- 一、序論

現代經濟學說の諸潮流の中に在つて、新自由主義の旗旗を鮮明にして、一方の重きをなすものにスエーデンのグスタフ・カッセルの在ることは周知の事實である。

今、吾人の本論文に於て研究せんと欲する所のものは、カッセルの此自由主義的立場に就てである。新自由主義經濟學の嚆將と言はれ得べきカッセルの經濟學の正統派的特長の研究である。詳言すれば、カッセル經濟學が其研究方法に於て其目的に於て、其出發點に於て、又其對象に於て、如何に古き古典的學派の特徴を繼承して嚴格なる演繹的研究方法に依り、個人主義を採り、原子論的